

〇うるま市Instagram公式アカウント運用ガイドライン

令和6年8月1日

(ユーザアカウント変更に伴い改訂)令和6年11月13日

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、うるま市広報担当課が市民等への情報伝達媒体としてうるま市Instagram公式アカウントを運用するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Instagram (Instagram) インターネット上で写真・動画を共有するソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) をいう。
- (2) アカウント 個人、企業等がInstagramを利用するために取得した権利及びユーザーネームをいう。
- (3) 公式アカウント 広報担当および担当課等が運用する次のアカウントをいう。

- | | |
|-------------|----------------|
| ① イベント・市のPR | uruma.pr |
| ② 防災・消防 | uruma.bousai |
| ③ 教育・子ども | uruma.kodomo |
| ④ インフラ・環境 | uruma.kankyo |
| ⑤ 生活・申請 | uruma.seikatsu |

アドレス:kouhou-uruma@city.uruma.lg.jp

(運用管理者)

第3条 公式アカウントの運用管理は、広報担当課長（以下「運用管理者」という。）が行う。

2 運用管理者は、公式アカウントの適切な運用を行うため、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 制作した情報の投稿
- (2) 担当課等が制作した情報について、投稿・削除等の承認又は指示
- (3) 投稿用端末の管理
- (4) ユーザー情報、パスワード等の管理
- (5) その他適切な運用を行うための必要な事務

(担当課等)

第4条 担当課等は公式アカウントの適切な運用を行うため、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 投稿のための写真・動画の収集及び編集
- (2) 制作した写真・動画について、運用管理者へ提出

- (3) 投稿した情報に関する問合せ、苦情等の対応
 - (4) その他適切な運用を行うための必要な事務
- (情報発信)

第5条 公式アカウントでは、次に掲げる情報を発信する。

- (1) うるま市内の街並みや風景、人々、伝統文化等
- (2) うるま市のイベント・観光情報および市民・イベント参加者に関する情報
- (3) その他運用管理者が適当と認めるもの

2 情報発信の原則は、次のとおりとする。

- (1) 市職員であることの自覚及び責任を持ち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び、うるま市職員服務規程、その他の関係法令並びに職員の服務及び情報の取扱いに関する規定を遵守する。
- (2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意する。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないように十分留意する。
- (4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
- (5) 写真・動画を投稿する場合は、本人の承諾を得る。（口頭可）
- (6) 事業計画など内部的なものであっても、公表を控える必要があるものは資料が写りこまないよう十分留意する。また、市民等の個人情報についても映らないよう十分留意する。
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する一切の情報を発信しない。
- (8) 発信する情報は「広報うるま掲載基準」に準ずる。
- (9) 原則として開庁時間（8時30分～17時15分）に、不定期で投稿する。なお、この時間以外にも必要に応じて投稿する場合がある。（予約投稿あり）
- (10) コメント・質問・ダイレクトメッセージへの返信及びフォローは行わない。

(禁止事項)

第6条 公式アカウントでは、次の各号のいずれかに該当する内容の投稿を禁止する。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容。
- (2) 市や第三者を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける内容。
- (3) 他者になりすます等、虚偽の内容又は事実と異なる内容。
- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容。

- (5) 市や第三者の著作権、肖像権その他知的財産権を侵害する内容。
- (6) 法律、法令等に違反している、又は違反するおそれがある内容。
- (7) 本人の承諾なく個人情報を特定し、開示し、漏えいする等、個人のプライバシーに関わる内容。
- (8) わいせつな表現等を含む不適切な内容。
- (9) インスタグラム利用規約に反する内容。
- (10) その他運用管理者が不適切と判断した内容。

(著作権)

第7条 公式アカウントに掲載されている写真、イラスト、音声、動画その他の掲載情報の著作権は、うるま市又は正当な権利を有するものに帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

他のアカウントから公式アカウントが再投稿(リポスト)した投稿の著作権は、投稿元のアカウントに帰属する。

(公式アカウントのアドレス等の明示)

第8条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのアドレス等をうるま市公式ホームページ上に明示する。

(免責事項)

第9条 うるま市は、公式アカウント上での投稿又は公式アカウントを介することで生じた直接的又は間接的な損失について、一切の責任を負わない。

(個人情報の取扱いについて)

第10条 本アカウントが掲載する情報については、個人情報保護に関する法律、うるま市情報公開条例及びうるま市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えいがないよう適切に対応する。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

【用語説明】

①フォロワー

自分の事をフォローしているユーザーを指します。

②フィード投稿

これまでに投稿してきた写真、および動画が表示されます。新しいものから順に並んでいます。

③ストーリーズ

タイムラインとは別に、24 時間で消える写真や動画を投稿できる機能です。ストーリーズが 24 時間以内に投稿されると、アイコンの枠が虹色になります。

④ハイライト

通常は 24 時間で消えてしまうストーリーズですが、残しておきたいストーリーズをプロフィール上に保存できるのがハイライト機能です。ユーザーはハイライトをタップすれば保存されたストーリーズをまとめて閲覧できます。

⑤リール

音声や映像を使用し、最長 90 秒の短尺動画を作成・投稿できます。

⑥リポスト

他の人の投稿を自分のアカウントでシェア (URL を共有) することです。

⑦メンション

投稿やストーリーズで「@」に続けてユーザーネームを入力することです。メンションすることによって、ユーザーを指定して投稿やコメントができます。メンションした投稿ではユーザーネームをタップしてプロフィールに移動できるので、フォロワーにメンションしたアカウントを紹介するという目的も兼ね備えています。

⑧タグ付け

投稿した写真や動画に、他のユーザーを「タグ付け」することができます。写真に写っている人物やモノのブランドなど、関連するアカウントを示す機能として使われています。タグをクリックすると、タグ付けされた人のアカウントに移動します。

⑨ハッシュタグ

「#」と特定の文字列で作られた「タグ」のことです。Instagram ではこのハッシュタグを検索して、同じハッシュタグがついた投稿の一覧を閲覧できます。